

香川県食の安全推進懇談会設置要綱

(目的)

第1条 本県の生産から流通、消費に至る食の安全・安心の確保を図るため、食品の安全・安心推進施策を総合的に協議する「香川県食の安全推進懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の事項について協議する。

- 一 生産から流通、消費に至る食の安全安心の確保に関する基本的な事項
- 二 食の安全安心推進施策に関する事項
- 三 その他、食の安全・安心の確保に関する必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次の者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 農林水産物等の生産者
- 三 食品の流通に関係する者
- 四 食品を調理・加工する営業者
- 五 消費者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、副会長は、会長を補佐する。

(運営)

第6条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、懇談会において定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月19日から施行する。

香川県食の安全推進懇談会委員名簿

令和5年10月1日現在

	氏名	所属及び役職	分野
1	野地 裕美	徳島文理大学香川薬学部長	学識経験者(衛生薬学)
2	平尾 智広	香川大学医学部教授	学識経験者(公衆衛生)
3	三野 安意子	元香川短期大学教授 (公益社団法人香川県栄養士会会長)	学識経験者(栄養)
4	横平 政直	香川大学医学部教授	学識経験者(医学教育)
5	石原 千代子	香川県漁協女性部連合会会長	生産(水産)
6	香川 芳子	J A香川県女性部理事	生産(農産物)
7	吉本 康	香川県農業協同組合代表理事副理事長	生産(畜産)
8	木村 誠	香川県生活協同組合連合会会長	流通(量販店)
9	齊藤 良紀	香川県卸売青果ネットワーク会長	流通(農産物)
10	藪根 信悟	香川県食肉生活衛生同業組合副理事長	流通(食肉)
11	大野 英作	小豆島調理食品工業協同組合代表理事	食品関係営業者
12	森 博章	公益社団法人香川県食品衛生協会会長	食品関係営業者
13	大部 良江	香川県消費者団体連絡協議会副会長	消費者団体
14	高岡 令子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 副会長・事務局長	消費者団体
15	渡邊 志穂	香川県P T A連絡協議会副会長	消費者団体

(順不同)